

## 成田市公民館の使用許可基準

制 定 令和 3 年 1 1 月 1 日

一部改正 令和 4 年 1 2 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、成田市公民館の設置及び管理に関する条例  
(昭和 4 9 年 9 月成田市条例第 5 4 号。以下「条例」という。)  
第 7 条第 1 項に規定する公民館の使用許可に関し、必要な事項  
を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ  
れぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公民館 条例第 2 条に規定する公民館をいう。
- (2) 団体 規約、会則等の定めがある、3 人以上で構成され  
る組織をいう。
- (3) 使用者 公民館を使用する者をいう。

(使用できるもの)

第 3 条 公民館を使用できるものは、次のいずれにも該当するも  
のとする。

- (1) 団体であること。
- (2) 3 人以上で公民館を使用すること。
- (3) 団体の構成員及び使用者の過半数が成田市在住、在勤、又は  
在学者であること。
- (4) 団体の代表者及び連絡先となる者は成田市在住であること。  
ただし、成田市内に事業所、事務所等を置く団体はこの限り  
でない。
- (5) 第 1 号から第 3 号において、発表会、展示会等における観客  
等については、団体の構成員及び使用者に含めない。
- (6) 第 1 号から第 4 号において、学校教育法(昭和 2 2 年 3 月法  
律第 2 6 号。)第 1 条に定める学校等、行政機関及び行政機  
関の協力、後援等がある事業を実施する団体はこの限りでな  
い。

(使用許可の基準)

第4条 公民館の使用許可の基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、次に掲げる使用を許可しないものとする。

- (1) 賭博行為、騒音を伴う行為、不潔又は不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるもの。
- (2) 酒類の持ち込みや宴会をはじめ、主として飲食を目的とするもの。
- (3) 違法な薬物の持ち込み又は使用するもの。
- (4) 有償又は無償を問わず、講師、指導者等の一部の会員のみが主体となって使用するもの。
- (5) 物品販売又は物品や広告物の展示及び販売を目的として使用するもの。
- (6) 商品、サービス等の無料説明会、無料体験会等、直接又は間接的に営利活動に通じるもの。
- (7) 特定の政党又は政派を支持、宣伝又は反対するもの。
- (8) 特定の宗教又は教派、宗派等を支持、宣伝又は反対するもの。
- (9) 条例第11条に定める使用料を事前に納入しないもの。
- (10) 所定の場所以外で火気の使用をするもの。
- (11) その他公民館の管理運営上支障が生じるおそれがあるもの。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附則

(施行期日)

この基準は、令和3年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基準は、令和4年12月23日から施行する。

別表

区分	使用目的	使用許可基準
		許可…○ 不許可…×
政党・政治団体等	政党その他の政治団体の構成員の学習会，会議等の集会	○
	議会報告会その他の一般住民に呼びかけて開催する集会	○
	後援会，励ます会その他これらに類する特定の候補者に係る集会	○
	公職選挙法に基づく個人演説会等を除く，選挙運動としての演説会，集会，討論会，決起大会等	×
宗教団体等	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は習俗化した行事	○
	布教又は勧誘を伴う活動	×
労働組合・職員組合等	組合員の学習会，会議等の集会	○
	争議権の認められていない公務員等による労働争議の集会	×
営利団体等 (会社，商店その他の営利を目的とした団体)	社会貢献活動	○
	営利団体で構成される同業組合等の連絡協議会	○
	社員研修，福利厚生事業又は採用面接	○
	行政機関の協力や後援等がある活動	○
	物品又はサービスの販売促進に関する活動	×
私塾・文化教室等 (個人又は団体が主催し，月謝，会費その他これらに類する費用を徴収するもの)	公開の発表会，展示会等の集会	○
	私塾又は文化教室の会場	×

特定非営利活動法人等	構成員の研修会，講習会等の集会又は特定非営利活動法人等が開催する収益の発生しない催事	○
	収益が発生する催事	×
学校教育法第1条に定める学校等	短期的な使用	○
	定期的な使用	×